

- 2015 全日本 470 級ヨット選手権大会東北予選会
- 2015 全日本スナイプ級ヨット選手権大会東北予選会
- 2015 東北シングルハンド級ヨット選手権大会
- 2015 東北学生個人ヨット選手権大会

2015 東北ヨット選手権大会 帆走指示書

1 適用規則

- 1.1 2013-2016 セーリング競技規則（以下「規則」という）に定義された規則を適用する。
ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 付則 P を適用する。
- 1.3 付則 G3 を適用する。

2 競技者への通告

競技者への通告は、陸上に設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書（以下「指示」という）の変更は、それが発行する当日の各種目の予告信号
予定時刻の 60 分前までに掲示する。
- 3.2 レース日程の変更は、それが発効する前日の 19 時までに掲示する。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上の信号柱に掲揚する。
- 4.2 音響 1 声と共に掲揚される「D 旗」は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。
艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない」ことを意味する。
「D 旗」がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。
- 4.3 指示 5.1 に示された個別のレースに対して、「A P 旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D」旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。
- 4.4 「Y 旗」が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。
この項は、第 4 章前文を変更している。

5 レース日程

5.1 レースの日程は以下のとおりとする

6月13日（土）

10：00～11：00 受付（帆走指示書交付）

11：00 スキッパーズミーティング

12：25 国際470級 第1レース予告信号

12：30 国際スナイプ級 //

12：35 シングルハンド級 //

引き続きレースを行う

6月14日（日）

10：00 国際470級 当日の最初のレース予告信号

10：05 国際スナイプ級 //

10：10 シングルハンド級 //

引き続きレースを行う

16：00 閉会式・表彰式（時間変更あり）

天候その他の理由により、日程を変更することがある

5.2 各クラス6月13日（土）2レース、6月14日（日）3レース実施する。

5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。

5.4 6月14日（日）には、14時01分以降に予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

種 目	ク ラ ス 旗
国際470級	470級の記章を記した白色旗
国際スナイプ級	SSの記章を記したピンク色旗
シングルハンド級	国体シングルハンダー級の記章を記した白色旗

7 レース海面

7.1 「添付資料1」に示す海面にレース海面を設定する。

7.2 「添付資料1」どおりのレース海面にならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則62.1(a)を変更している。

8 コース

8.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

ただし、レース海面状況により定められた角度にならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

8.3 艇の帆走すべきコースは次のとおりとする。

数字旗「1」が掲揚されたとき コース 1

数字旗「2」が掲揚されたとき コース 2

数字旗「3」が掲揚されたとき コース 3

数字旗「4」が掲揚されたとき コース 4

9 マーク

9.1 マーク 1、2、3、4は、円柱形の黄色ブイとする。

9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会の信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。

9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。

9.4 指示 11 に従いコースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、赤白色の円柱形のブイとする。

10 スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

10.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 50m 以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。

10.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。この項は、規則 A4 を変更している。

10.4 「U旗」が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。

艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしで失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。この項は、規則 26 を変更している。なお、この指示が適用される場合には、規則 29.1 は適用されない。

10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「第 1 代表旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう「第 1 代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および 29.2 を変更している。

11 コースの次のレグの変更

11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

11.2 レグの長さを変更する場合において、レグの長さの変更に伴う“+”、“-”は掲示されない。これは競技規則 33(b)を変更している。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールの間とする。

13 タイム・リミット

規則 30.3 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、規則 35、A4 および A5 を変更している。

14 スタート後の短縮または中止

14.1 レース委員会は、規則 32 に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後概ね 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合および最初のマークまでに競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合、レースを中止することができる。またスタート後概ね 60 分以内にレースが終了しそうな場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。この項は、規則 32.1 を変更している。

14.2 指示 14.1 の時間どおりにならなくても艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則 62.1(a) を変更している。

14.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう「N旗」の掲揚・降下について規則レース信号「予告信号は、降下の 1 分後に発する」の意味は持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および 32.1 を変更している。

15 抗議と救済要求

15.1 抗議および救済または審問再開の要求は、「プロテスト委員会事務局」で入手できる用紙に記入の上、適切な締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。

15.2 抗議締切時刻は掲示する。その日の当該クラスの抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後のどちらか遅い方から 70 分とする。

ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

15.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された競技者への通告は、抗議締切時刻後 30 分以内に掲示する。

15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために掲示する。

- 15.5 指示 1.2 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 15.6 指示 4.2、10.2、17、19.1、21、22 及び 25 の違反は、艇による抗議あるいは救済の要求の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 15.7 審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時までの間に限り求めることができる。ただし、6 月 14 日（日）に行われたレースについては判決を通告されてから 15 分以内とする。この項は、規則 66 を変更している。
- 15.8 6 月 14 日（日）のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

16 得点

- 16.1 本大会は各種目とも 5 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。
- 16.2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合、全レースの合計得点とし、5 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.3 指示 17 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し確定順位+3 点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。この項は、規則 63.1、A4 および A5 を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 17.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 17.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 16.4 参加艇数とは、本大会に参加が認められた艇の数とする。
- 16.5 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇は「レース委員会事務局」に用意されている「得点照会要請書」に所定の事項を記入し訂正を要請しなければならない。
- 16.6 東北学生個人ヨット選手権の成績は、各種目の総合成績より、対象艇の着順を抽出し再計算される。この場合の参加艇数は、本大会に参加が認められた対象艇の数とする。

17 申告

- 17.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、陸上本部に設置されたポールに当該種目のクラス旗が掲揚された後、「レース申告受付所」に用意される。
- 17.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 17.3 出艇しようとする艇の艇長は、指示 17.1 に従う時刻から当該クラスの「D 旗」掲揚 10 分後までに署名用紙に署名をしなければならない。
引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの分も合わせ申告しなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しをしなければならない。
- 17.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後（引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後）60 分間用意する。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。

17.5 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示 17.3 に従い再度出艇申告を行わなければならない。

17.6 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。該当艇の艇長は、帰着後直ちに指示 17.4 の帰着申告を行った上、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

18 安全規定

18.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則 62.1(a)を変更している。

18.2 艇は、自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付ける事ができる。

19 装備

19.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。装備の交換の要請は、最初の適切な機会にレース委員会事務局に行なわなければならない。

19.2 艇または装備は、クラス規則と実施要項ならびに帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

水上では、艇は、レース委員会艇により、検査のために直ちに指定エリア（その都度指定する）に向かうことを指示されることがある。

20 支援艇

20.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。

20.2 支援艇は、レース委員会艇の運行を妨げてはならない。また、レース委員会からの要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼナラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースしているエリアの外側にいなければならない。

20.3 指示 20.1、20.2 に従わなかった場合、違反した者に関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられることがある。

20.4 大会期間中に競技艇を支援する艇及び者が、規則 69 に違反した場合は、関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられる。

21 ごみの処分

艇はごみを支援艇および大会運営艇に渡してもよい。

22 無線通信

緊急の場合を除き、艇は無線送信も、全ての艇が利用出来ない無線通信の受信もしてはならない。この制限は携帯電話およびGPSにも適用する。

23 賞

- 23.1 各種目の総合成績1位に優勝杯(持ち回り)と、1位から3位までに賞状を授与する。
- 23.2 東北学生個人ヨット選手権の国際470級及び国際スナイプ級において、それぞれ2位までに全日本学生個人ヨット選手権への出場権を与える。

24 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任(規則4「レースをすることの決定」参照)において参加することが条件であることから、主催団体は大会前、大会期間中、大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

25 保険

参加者は、各自、傷害保険に加入し、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付資料1 レース海面



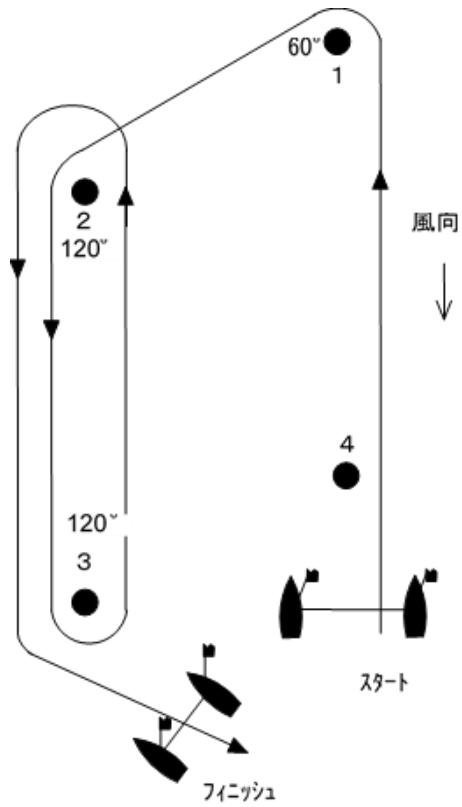
潮位表 (秋田)

月日(曜日)	干 潮	満 潮	日	
	時刻 (潮位)	時刻 (潮位)	日 出	日 没
6月13日(土)	5:25(19)	0:29(23)	4:11	19:08
	19:06(9)	11:31(29)		
6月14日(日)	6:17(22)	2:01(25)	4:11	19:09
	19:58(7)	12:10(31)		

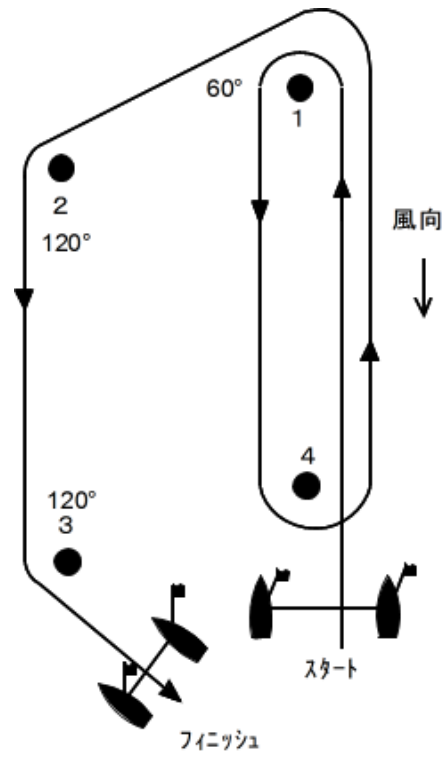
潮汐：気象庁/日：国立天文台による

添付資料2 コース

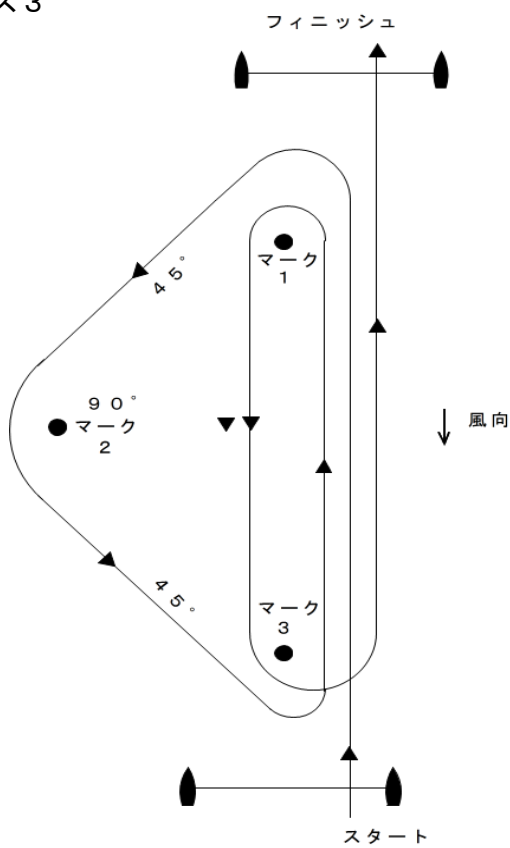
コース1



コース2



コース3



コース4

